

参照通知等

老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて(平成18年老発第0124004号)  
 老人保護措置費の費用の徴収基準の取扱いについて(平成18年老計発第0124001号)解釈通知  
 軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について(平成20年老発第0530003号)  
 国税庁のHP、税務署(医療費控除の対象について)

質問	関係部分	回答
明らかに階層の変動のない150万未満の所得の入所者に対しては、必要経費の調査を行わなくてもよいのか。		階層が変わらないことを理由として調査を行わないということにはならない。ただし、入所者自身が調査を拒否し、それ以上の調査が不可能な場合には、行わないこととしてもやむを得ないと判断される。
不動産売却による収入がある利用者について、課税標準所得を確認する必要があるが、確定申告は行っておらず、家族に確認しても必要経費の方が売却額よりも大きいとの口頭説明のみで、挙証書類による確認ができない。		施設として、出来る限り収入の把握に努めることは必要。努めてもお所得を把握できない場合には、把握できなかった旨を記録し、0円で認定することになる。把握できないものを認定することは出来ない。
施設へは収入なしと申告されているが、医療費の本人負担額は3割負担(現役並み所得あり)となっている場合、どうしたらよいのか。		医療費負担額を根拠に本人へ収入確認すべき。申告が正しければ、医療費負担額に誤りがないか確認する必要があるため、区役所(保険年金課)に相談したほうがよい。
仕送りを受けている場合、収入として認定すべきか。		臨時的な仕送りについては、収入として認定しないものであるが、定期的に仕送りを受けており、それが今後も継続する、客観的に確認がとれるものであれば、定期的に支給される年金等になると考えられ、全額を収入として認定してよい。
都市計画税は必要経費として認められるか。	老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について(平成18年1月24日 老計発第0124001号)	認められない。必要経費として認められる租税は原則所得税、住民税、相続税、贈与税のみ。
自立支援法に基づく障害者B型施設における「工賃」は収入認定すべきと考えるが、工賃を得るために必須の「障害福祉サービス利用料」は必要経費として認定されるか。	老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて(平成18年1月24日 老計発第0124004号)	障害福祉サービス利用料は必要経費ではないが、確定申告した上で経費として認定されるなら可。利用者本人は確定申告してないことから、そのままでは全額収入認定するほかないため経費を差し引きたいなら確定申告が必要。
収入が全くない人の挙証書類はどうすべきか。		収入申告書に本人の署名を貰っていれば足りるものとする。
国債の償還金を受け取った場合、収入として認定すべきか。	老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて(平成18年1月24日 老計発第0124004号)	元本分は除き、利息による利益分について「利子、配当収入」として認定する。認定額は、確定申告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の額を収入として認定する。

<p>公的年金の源泉徴収票に、源泉徴収税額がある場合で、かつ確定申告されていない場合は、源泉徴収税額の性質上、源泉徴収税額を所得税として計上するのか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて (平成18年1月24日 老計発第0124004号)</p>	<p>源泉徴収税額は、「所得税、住民税等の租税」に該当するため、必要経費として認定できる。 なお、確定申告により還付金が生じる場合には、認定内容を見直す必要がある。</p>
<p>道市民税について、年度分(翌年の住民税を含む)が一括で支払われた場合は、その金額を必要経費として計上して良いか。 また、後期高齢者医療保険料や介護保険料が普通徴収の場合で一括で支払う場合も同様か。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて (平成18年1月24日 老計発第0124004号)</p>	<p>住民税、社会保険料等を一括で納付した場合は、納付した年の必要経費として当該金額を認定する。  ※「対象収入」は原則として前年の「収入として認定するもの」から「必要経費」を控除した額とする。</p>
<p>入院時の食事代は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる医療費」</p>	<p>入院中に病院で支給される食事の費用は、入院代に含まれるため、医療費として認定できる。  ※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>
<p>入院時の病衣は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる入院費用の具体例」</p>	<p>入院に際し寝間着や洗面具等の身の回り品を購入することがあるが、これは医療費控除の対象とはならない。  ※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>
<p>医療機関の文書料は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる医療費」</p>	<p>医療費控除の対象となる医療費(診療又は治療の対価)には当たらないため、原則、医療費の認定対象とはならない。  ※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う</p>

<p>おむつ代は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる医療費」</p>	<p>・疾病により概ね6ヶ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められる場合に認定できる。(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。) ・介護保険法の認定を受けている一定の人は、市町村長が交付する「おむつ使用の確認書」等をおむつ使用証明書に変えることができる。</p> <p>※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>
<p>入院時の差額ベッド代は認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる入院費用の具体例」</p>	<p>本人や家族の都合だけで個室に入院した時の差額ベッド料金は医療費の対象とはならない。 (治療上の必要性から、医療機関の判断により個室に入院した際は、そのことを証明することができる場合に認定できる。)</p> <p>※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>
<p>補聴器購入費用は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる医療費」</p>	<p>原則認定できないが、医師等による診療等を受けるために、直接必要な場合には認定できる。(医療機関が治療上必要である旨を証明できる場合。)</p> <p>※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>
<p>付添人を頼んだ時の付添料は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる入院費用の具体例」</p>	<p>付添人を頼んだ時の付添料は、療養上の世話を受けるための費用に該当するため医療費として認定できる。 (所定料金以外の費用や親族等に付添料等の名目で支払ったものは対象とならない。)</p> <p>※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>
<p>治療上必要な健康用品は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる医療費」</p>	<p>ビタミン剤やサプリメント類など、病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費として認定できない。 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価(風邪をひいた際の風薬代等)であればはいは、医療費として認定できる。</p> <p>※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う</p>

<p>タクシーの運賃は医療費として認定できるか。 介護タクシーの料金は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる医療費」</p>	<p>医師等による診療等を受けるための通院費(公共交通機関を利用した場合。)は医療費の対象となるが、原則、タクシー代は認定できない。 しかしながら、病状からみて急を要する場合や、電車、バス等の利用ができない場合には、医療費控除の対象となることから、医療費として認定できる。(タクシーを利用した経緯等を確認した上で、判断することが望ましい。)</p> <p>※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>
<p>①医療機関の領収書を紛失した場合、②重度心身障害者医療受給者証、特定医療費受給者証により、医療費の自己負担が発生せず、受診先の領収書がない場合について、タクシー等の交通費の領収書がある場合は、受診に要したタクシー代との申し出があれば医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる医療費」</p>	<p>領収書に限らず、診療明細書や処方箋等により医療機関に通院したことが確認できる場合は、医療費として認定できる。また、タクシー代については原則認定できないが、病状からみて急を要する場合や、電車、バス等の利用ができない場合にはタクシー代も医療費として認定できる。</p> <p>※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>
<p>介護保険の訪問介護で通院等乗降介助を利用した際、訪問介護事業所で行っている受診送迎を利用した場合の交通費(いわゆるタクシーの運賃相当に該当する費用)は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる医療費」</p>	<p>医師等による診療等を受けるための通院費であれば、病状からみて急を要する場合や、電車、バス等の利用ができない場合にはタクシー代も医療費として認定できる。 (ただし、乗降介助に伴う介護保険サービス利用料分は除く。)</p> <p>※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>
<p>医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、義歯等の購入費用は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる医療費」</p>	<p>医師等による診療等を受けるために直接必要な医療用器具等の購入費用やその賃借料で通常必要なものは医療費として認定できる。</p> <p>※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>
<p>医療費領収書の自費診療分や保険外負担分は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる医療費」</p>	<p>病状等に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分については認定できる。</p> <p>※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>

<p>人間ドックや健康診断の費用は医療費として認定できるか。</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について(平成18年1月24日 老計発第0124001号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる医療費」</p>	<p>人間ドックや健康診断は疾病の治療をとまなうものではないため、医療費控除の対象とはならない。 ただし、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断等は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができるため、その健康診断等のための費用も、医療費として認定できる。  ※医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱う。</p>
<p>介護保険サービス利用料の医療費としての取扱いについて、原則、医療費控除と同様の取扱いで認定してよいか。</p>	<p>・軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について(平成20年5月30日 老発第0530003号) ・国税庁HP 「医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービスの対価」</p>	<p>特定施設入居者生活介護の利用者負担分は必要経費として認定することができる。 その他の介護保険サービス利用料は、医療費として認定できるものについては必要経費として控除できる。</p>
<p>介護保険サービス利用料について、当該年に1回でも医療系サービスの利用があれば、当該年に利用したすべての福祉系サービスも該当するとして認定してよいか。</p>		<p>介護保険の居宅サービス(福祉系)は、医療費控除の対象となる居宅サービス(医療系)と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる。 各サービスは月ごとの請求となることから、同月中に医療系サービスと併せて福祉系サービスを利用した場合には認定できる。(ケアプラン上、同月中にサービス利用が盛り込まれている場合。)</p>
<p>収入申告の提出資料について、市町村役場で発行された課税証明書を提出された場合、記載されている年金収入額の該当月数や社会保険料の内容が不明な場合、市町村役場に電話にて確認し、年度額ではなく、年間額であることや介護保険料及び後期高齢保険料であることが確認できた場合、文書ではなく口頭で確認した内容は記録を残しておけば収入申告の資料として対象となるのか。</p>		<p>公的な機関で確認した内容を記録していれば足りる。加えて、その内容に入所者本人が同意(本人同意についても書面で残すことが望ましい)していることが必要となる。</p>
<p>介護保険料決定通知書等の社会保険料決定通知書が提出された場合、その内容が年間額ではなく年度額であった場合は、年度額を年間額として計上してよいのか。それとも年間額の分かる資料を提出してもらわなければならないのか。 また、上記の状況で年間収入額が150万円未満で明らかに1階層である場合、年間額が不明である為、保険料は必要経費として計上しなくてもよいか。</p>		<p>明らかに年度額である場合には、年間額がわかる資料の提出を求めるべきである。 年間収入額が150万円未満で明らかに1階層である場合、階層が変わらないことを理由として必要経費控除調査を行わなくてよいということにはならないが、年間額を確認するよう努めてもお年額を確定させることが不可能な場合には、必要経費控除を行わないこととしてもやむを得ないと判断される。その旨記録に残しておけば足りる。</p>

<p>非課税年金の通知書について、年金振込通知書を紛失しており、年金額改定通知書が提出された場合、改定通知書に記載されている年金額を年間額として計上して良いか。</p> <p>※ちなみに年金事務所に確認したところ、遺族年金等の非課税年金について、再発行できる証書は直近に発行された年金振込通知書か年金額改定通知書しかなく、年金額改定通知書はあくまで年度額な為、年間額を分かる証書は発行できないとの説明を受けました。</p>		<p>通常改定通知書は年金額が変更となった際に送付されるものであるため、改定通知書1通のみでは本来の年間額を差異が発生する。そのため、1つ前の年金改定通知書等も組み合わせたうえで年間額を確定すべきであり、古い改定通知書が無い場合には、通帳などで振り込み額を確認すべきである(通帳で振り込み額を確認する場合には、後期高齢者医療保険料や介護保険料の天引きがなされている場合があるので、市区町村の保険年金課で発行される納付確認書などで天引き額を確認すること。)</p> <p>(ただし、年金改定通知書が単に控除額の変更など、年金額そのものが変更されたわけではない場合には、年間額を確定させられるためその旨記録し、改定通知書のみで年間額計上は可能であると思われる。)</p>
<p>傷病手当は収入認定すべきか？</p>	<p>老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成18年1月24日 老計発第0124001号)</p>	<p>収入認定すべき。年金恩給等の収入には雇用保険や労災保険等も対象とされており、傷病手当について記載はないが同様に判断する。</p>
<p>医療費控除として、平成28年中に支払いのあった領収書を提出してもらい総額を控除していますが、北海道後期高齢者医療広域連合発行の「後期高齢者医療給付支給決定通知書」に平成27年の9月の高額療養費の支給として記載がある場合(支払い予定日は平成28年1月4日)は医療費総額から高額療養費の記載の金額を差し引いた金額を、医療費控除とするのでしょうか。</p>		<p>平成27年9月分の高額療養費については、支給日がいつであるかを問わず平成27年中の必要経費として判断すること。平成28年の収入申告において平成27年9月分の高額療養費は医療費総額から控除にならない。</p>
<p>医療費控除の特例として平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に実施されます「健康保持増進及び疾病の予防への仕組みとして一定の取り組みを行っている納税者」が特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、特例として医療費控除の対象となる「セルフメディケーション税制」が始まります。</p> <p>この中で「従来の医療費控除」との選択適用となり「従来の医療費控除」を併せてうけることが出来ないとなっております。</p> <p>このことは、確定申告が前提になりますが、確定申告をしない入居者は対象にならないのか？が1点目で2点目として仮に対象となった場合は、特定一般用医薬品(OTC薬品)及び健康診断料・インフルエンザ予防接種・がん検診等の取り扱いについてご指導いただきたい。</p>	<p>・国税庁HP</p>	<p>セルフメディケーション税制は税制上の特例なので対象収入の認定に影響はない。</p> <p>なお、セルフメディケーション税制については、税法上本来10万円を超える医療費支出がある場合のみ控除となる医療費を、一定の条件下のOTC医薬品購入額について1万2千円を超える部分を控除対象として認める制度となっている。</p> <p>軽費老人ホームの対象収入の認定においては「医療費総額-10万円」ではなく「医療費総額」そのものが医療費控除の対象になるので、セルフメディケーション税制の適用によらずとも控除を受けることができる。</p>